

第16期 定時株主総会招集ご通知

 日時
2020年6月26日（金曜日）午前10時

 場所
京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地
当社ホール
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照願います。)

郵送または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使期限
2020年6月25日（木曜日）午後5時到着分まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件

新型コロナウイルス感染症への対応について

当社株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止の対応に関しましては、2頁の〈株主様へのお願い〉をご覧ください。

なお、本総会より、ご出席の株主様へのお土産は廃止させていただきますことになりました。

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
(証券コード 6674)

目 次

○第16期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
○事業報告	5
○計算書類	24
○監査報告	30
○株主総会参考書類	36

◎本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役会および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>) に掲載させていただきます。

証券コード 6674

2020年6月10日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地
株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
取締役社長 村 尾 修

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府等からさまざまな自粛要請がなされております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、このような状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、**当日のご出席はお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法によって事前の議決権行使をいただくことを強く推奨いたします。**

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、3頁のご案内に従って、**2020年6月25日（木曜日）午後5時まで**に議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地 当社ホール
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照願います。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第16期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件
第4号議案 取締役賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎当日の受付開始時間は、午前9時を予定しております。

◎当日は、株主様のみご入場いただけます。代理出席の場合は、代理人の方も株主様であることが必要です。なお、代理人は1名とさせていただきます。

〈株主様へのお願い〉

- 株主の皆様におかれましては、政府等からさまざまな自粛要請がなされている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、**当日のご出席はお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法によって事前に議決権を行使いただくことを強く推奨いたします。**
- 接触感染リスク低減のため座席間隔を拡げることから、**座席を100席程度しかご用意できません。**何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。
- ご出席の株主様は、**マスクのご持参およびご着用をお願い申し上げます。**なお、会場受付付近にて、アルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒を行なっていただきますようお願い申し上げます。
- **発熱があると認められた方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、ご入場をお断りさせていただきます。**なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付にてその旨お申し出いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温等の体調確認を行なったうえ、マスク着用で対応をさせていただきますので、ご理解下さいますようお願い申し上げます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）および議案の**詳細な説明は簡略化させていただきます。**
- 株主総会当日までの感染拡大状況や政府等の発表内容により、本総会の運営方法を変更する場合がございます。**インターネット上の当社ホームページ（<https://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>）より、最新の情報をご確認下さいますよう、お願い申し上げます。**

議決権行使方法についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

なお、株主様でない代理人および同伴の方など、株主様以外の方はご入場いただけませんのでご注意下さい。

■ 書面による議決権行使の場合



行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご返送下さい。

■ 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合



行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時入力分まで

議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案の賛否をご入力下さい。

詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認下さい。

なお、機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「C」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行なっていただくことも可能です。

議決権を重複行使された場合の取扱い

1. 書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
2. 電磁的方法（インターネット等）により複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. お問い合わせ先について

- (1) 議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
- (2) その他のご不明な点に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

事業報告（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国において良好な雇用環境が継続したものの、中国では米中貿易摩擦の激化により、また欧州においては英国のEU離脱をめぐる先行き不透明な状況が続いていることにより、減速基調となりました。加えて、2020年に入り、各国に広がる新型コロナウイルスの影響により、世界的に景気が失速しました。一方、わが国経済は、年度前半は雇用や所得環境の改善を背景に国内需要を中心に底堅く推移しましたが、後半は相次ぐ自然災害や消費増税の影響による景気減速感が始めているところに新型コロナウイルスの影響が加わりました。

このような経済状況の中、当社グループでは、主として自動車電池事業における鉛価格の下落に伴う販売価格の低下や円高の影響などにより、当連結会計年度の売上高は、3,955億53百万円と前連結会計年度に比べて175億35百万円減少（△4.2%）いたしました。また、営業利益は、据置用鉛蓄電池および電源装置の販売が好調に推移したことに加え鉛価格の下落に伴う原材料安の影響はあったものの、車載用リチウムイオン電池事業における損益悪化により、216億76百万円（のれん等償却前営業利益は239億35百万円）と前連結会計年度に比べて9億77百万円減少（△4.3%）いたしました。経常利益は、営業利益の減少に加え持分法による投資利益の減少もあり、231億9百万円と前連結会計年度に比べて16億18百万円減少（△6.5%）いたしました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等調整額の変化などにより、136億74百万円（のれん等償却前親会社株主に帰属する当期純利益は159億25百万円）と前連結会計年度に比べて1億49百万円増加（1.1%）いたしました。

事業別の状況は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントを変更しており、以下の前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

【報告セグメント】

[自動車電池]

国内における売上高は、新車用の販売数量は堅調に推移したものの、鉛価格の下落に伴う販売価格低下の影響などにより、880億59百万円と前連結会計年度に比べて34億1百万円減少（△3.7%）いたしました。セグメント損益（のれん等償却前）は、上記売上構成の変化や経費増加により、69億76百万円と前連結会計年度に比べて7億89百万円減少（△10.2%）いたしました。

海外における売上高は、四輪用および二輪用の販売数量がともに堅調に推移したものの、鉛価格の下落に伴う販売価格の低下や円高の影響に加え、2020年に入り新型コロナウイルス感染拡大

による販売減の影響も受け、1,621億38百万円と前連結会計年度に比べて149億13百万円減少（△8.4%）いたしました。セグメント損益は、上記売上高の減少に伴う粗利の減少に加え、経費増加などの影響により、91億87百万円と前連結会計年度に比べて7億39百万円減少（△7.5%）いたしました。

これにより、国内および海外合算における売上高は、2,501億98百万円と前連結会計年度に比べて183億15百万円減少（△6.8%）いたしました。セグメント損益（のれん等償却前）は、161億64百万円と前連結会計年度に比べて15億29百万円減少（△8.6%）いたしました。

【産業電池電源】

売上高は、主として据置用鉛蓄電池および電源装置の販売が好調に推移したことにより、845億66百万円と前連結会計年度に比べて45億23百万円増加（5.7%）いたしました。セグメント損益は、売上高増加の影響に加え、鉛価格の下落の影響などにより、91億57百万円と前連結会計年度に比べて13億29百万円増加（17.0%）いたしました。

【車載用リチウムイオン電池】

売上高は、主としてプラグインハイブリッド車用リチウムイオン電池を供給する(株)リチウムエナジー ジャパンにおいて販売が減少したことにより、422億64百万円と前連結会計年度に比べて33億20百万円減少（△7.3%）いたしました。セグメント損益は、主に12Vリチウムイオン電池事業立上げに伴う費用増加により、17億8百万円の損失と前連結会計年度に比べて20億9百万円悪化いたしました。

これらの結果、報告セグメントの売上高は3,770億28百万円、セグメント損益（のれん等償却前）は236億13百万円となりました。

【その他事業】

売上高は、特殊用途の大型電池を中心に販売が減少したことにより、185億25百万円と前連結会計年度に比べて4億22百万円減少（△2.2%）いたしました。全社費用等調整後のセグメント損益は、減収に伴う減益要因はあったものの、経費削減などにより、3億22百万円と前連結会計年度に比べて10億77百万円改善いたしました。

[事業別売上高およびセグメント利益]

区 分		売 上 高		セグメント利益 または損失(△)	
		金 額	構 成 比		
報告セグメント	自動車電池	国内	88,059百万円	22.2 %	6,976百万円
		海外	162,138	41.0	9,187
	産業電池電源	84,566	21.4	9,157	
	車載用リチウムイオン電池	42,264	10.7	△1,708	
	小 計	377,028	95.3	23,613	
そ の 他 事 業		18,525	4.7	322	
合 計		395,553	100.0	23,935	

(注) 1. 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントおよびセグメント利益の調整額であります。報告セグメントに含まれない事業セグメントは、特殊電池事業等を含んでおります。

2. セグメント利益は、のれん等償却前営業利益を指しております。

(2) 資金調達の状況

借入金等につきましては、産業電池電源事業における大型案件の受注に伴う前受金の受領等により、前連結会計年度末に比べて23億93百万円減少し、645億47百万円となりました。

(3) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	2016年度 第13期	2017年度 第14期	2018年度 第15期	2019年度 第16期(当期)
売 上 高(百万円)	359,605	410,951	413,089	395,553
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	12,229	11,449	13,524	13,674
1株当たり当期純利益(円)	29.63	138.90	164.74	168.23
総 資 産(百万円)	370,508	389,216	384,243	385,416
純 資 産(百万円)	188,155	205,638	207,708	205,318

(注) 1. 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、2017年度(第14期)の期首に当該株式併合が行なわれたと仮定し「1株当たり当期純利益」を算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を2018年度（第15期）の期首より適用したことにより、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。これに伴い、2017年度（第14期）の組替えを行ない総資産が2,108百万円減少しております。

(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症が世界に拡大し、①人・モノの動きの世界的な断絶、②国内の経済活動抑制、③国際金融市場の不安定化など、リーマンショック以上とも言われる多大な影響を及ぼしていることから、先行きが極めて不透明な状況となっております。一方、足元に目を移すと、当社事業の主力分野である自動車産業においては自動車の電動化や自動化の進展などにより「100年に一度」と言われる変革期を迎えており、各種産業用分野においても製品やサービスの販売から、新たな価値を提供する「コトづくり」への転換が加速しております。

このような環境下、これまで主に地震などを想定し、BCP（事業継続計画）を検討してまいりましたが、東京オリンピック開催に向けてあらかじめ準備していたテレワークの一層の推進を含めた、新たな危機管理対策策定に取り組んでまいります。また、これまでに培った技術に加えAI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）といった新技術の活用により、常にお客様の満足が得られる製品とサービスを提供することを通じて、持続的な成長を実現してまいります。

事業別では、自動車電池事業においては国内外の生産体制の最適化と自動化、省人化により、生産管理体制や供給体制の構築と在庫の適正化を推進してまいります。さらに海外市場においては、本部と各拠点間におけるコミュニケーション強化により、世界各地のニーズに沿った製品やサービスを迅速に提供できる仕組みを構築してまいります。製品分野としては、アイドリングストップ車などの環境対応車向け電池をはじめとした高付加価値製品の販売拡大を進めてまいります。

産業電池電源事業においては、再生可能エネルギー用などの環境・エネルギー分野における売上拡大を図るとともに、AIやIoTを活用した「モノ・コトづくり」の実践により収益性向上に向けた取り組みも強化します。また、海外市場に関しても、製造拠点・販売拠点との連携を図りグローバルな視点で事業拡大を推進してまいります。

リチウムイオン電池事業においては、ハイブリッド車用電池の拡販・12V電池事業の安定立上げなどによって世界的に高まる電動車需要に対して取り組むとともに、各種産業用途への展開も積極的に図ってまいります。

当社といたしましては、品質重視の基本姿勢に基づいた事業運営によりお客様に安心と信頼を提供するとともに、「革新と成長」の企業理念のもと、企業価値の向上と将来の持続的成長に向けた事業基盤の構築に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業内容		主要製品
自動車電池	国内	自動車用・二輪車用鉛蓄電池、自動車関連機器
	海外	自動車用・二輪車用鉛蓄電池、小型鉛蓄電池、その他各種用途電池
産業電池電源		据置用・車両用・電動車用・その他各種用途鉛蓄電池、小型鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、産業用リチウムイオン電池、整流器、汎用電源、電池関連機器、各種照明機器、紫外線応用機器、その他各種電源装置
車載用リチウムイオン電池		車載用リチウムイオン電池
その他		大型リチウムイオン電池、特殊電池、その他各種用途電池

(7) 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

① 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

当社	営業所	京都本社（京都市南区）、東京支社（東京都港区）
株式会社GSユアサ	営業所	本社（京都市南区）、北海道支社（札幌市中央区）、東北支社（仙台市青葉区）、東京支社（東京都港区）、中部支社（名古屋市中区）、関西支社（大阪市北区）、中国支社（広島市中区）、九州支社（福岡市中央区）
	工場	京都（京都市南区）、長田野（京都府福知山市）、小田原（神奈川県小田原市）、群馬（群馬県伊勢崎市）
株式会社ジーエス・ユアサバッテリー	営業所	本社（東京都港区）、北海道支店（札幌市白石区）、東北支店（仙台市宮城野区）、首都圏支店（東京都墨田区）、関東支店（さいたま市北区）、中部支店（名古屋市中区）、関西支店（兵庫県尼崎市）、中国支店（広島市西区）、九州支店（福岡市博多区）
株式会社GSユアサエナジー	営業所	本社（静岡県湖西市）
	工場	浜名湖（静岡県湖西市）
株式会社ジーエス・ユアサテクノロジー	営業所	本社（京都府福知山市）、東京（東京都港区）、京都（京都市南区）
	工場	長田野（京都府福知山市）、京都（京都市南区）、草津（滋賀県草津市）
株式会社リチウムエナジージャパン	営業所	本社（滋賀県栗東市）
	工場	栗東（滋賀県栗東市）
株式会社ブルーエナジー	営業所	本社（京都府福知山市）
	工場	長田野（京都府福知山市）

台湾杰士電池工業股份有限公司	本社（台湾）
天津杰士電池有限公司	本社（中国）
湯浅蓄電池（順徳）有限公司	本社（中国）
GS Yuasa Battery Europe Ltd.	本社（英国）
Yuasa Battery, Inc.	本社（米国）
Century Yuasa Batteries Pty. Ltd.	本社（豪州）
PT. Yuasa Battery Indonesia	本社（インドネシア）
Siam GS Battery Co., Ltd.	本社（タイ）
GS Battery Vietnam Co., Ltd.	本社（ベトナム）

(注) ㈱ジーエス・ユアサ バッテリーは、2019年4月1日付で本社を東京都墨田区から東京都港区芝公園1丁目7番13号に移転いたしました。

② 企業集団の使用人の状況（2020年3月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減
13,542名	675名減

(8) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況（2020年3月31日現在）

名 称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
㈱GSユアサ	10,000百万円	100.0%	蓄電池、電源装置、照明機器の製造、販売
㈱ジーエス・ユアサ バッテリー	310百万円	(100.0)%	蓄電池の販売
㈱GSユアサ エナジー	3,850百万円	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
㈱ジーエス・ユアサ テクノロジー	480百万円	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
㈱ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス	301百万円	(100.0)%	出納事務請負、経理・決算事務請負、金融
㈱リチウムエナジー ジャパン	7,500百万円	(51.0)%	蓄電池の製造、販売
㈱ブルーエナジー	7,500百万円	(51.0)%	蓄電池の製造、販売
㈱ジーエス・ユアサ フィールディングス	54百万円	(100.0)%	各種電池販売、電池据付工事およびメンテナンス

名 称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
台湾杰士電池工業股份有限公司	902,824千NT\$	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
天津杰士電池有限公司	529,638千元	(80.0)%	蓄電池の製造、販売
湯浅蓄電池（順徳）有限公司	213,999千元	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
GS Yuasa Battery Europe Ltd.	47,500千STG £	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
Yuasa Battery, Inc.	6,500US\$	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
Century Yuasa Batteries Pty. Ltd.	15,600千A\$	(50.0)%	蓄電池の製造、販売
PT. Yuasa Battery Indonesia	3,154百万RP	(50.0)%	蓄電池の製造、販売
Siam GS Battery Co., Ltd.	71,400千THB	(60.0)%	蓄電池の製造、販売
GS Battery Vietnam Co., Ltd.	113,592百万VND	(77.5)%	蓄電池の製造、販売

(注) 1. () 内の数値は間接所有を示します。
 2. 当社の連結子会社および持分法適用会社は、上記の各社を含めそれぞれ54社および19社であります。

② 特定完全子会社の状況（2020年3月31日現在）

名 称	住 所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
(株)GSユアサ	京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地	79,722百万円	173,255百万円

(9) 主要な借入先および借入額（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
(株)三菱UFJ銀行	6,907 百万円
(株)三井住友銀行	4,207
三井住友信託銀行(株)	2,700
(株)京都銀行	2,700

2. 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 280,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 81,218,134株 (自己株式 1,496,808株を除く。)
 (3) 株 主 数 34,808名
 (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	8,379千株	10.32%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	4,835	5.95
明 治 安 田 生 命 保 険 (相)	2,800	3.45
ト ヨ タ 自 動 車 (株)	2,236	2.75
(株) 三 菱 U F J 銀 行	1,865	2.30
日 本 生 命 保 険 (相)	1,789	2.20
(株) 京 都 銀 行	1,548	1.91
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	1,470	1.81
ジェーピー モルガン チェース バンク 385151	1,439	1.77
(株) 三 井 住 友 銀 行	1,421	1.75

(注) 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数 (81,218,134株) を基準に算出しております。

3. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

氏 名	当社における地位および担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
村 尾 修	※取締役社長、最高経営責任者 (CEO)	(株)GSユアサ取締役社長
西 田 啓	※取締役副社長	(株)GSユアサ取締役副社長
中 川 敏 幸	専務取締役、最高財務責任者 (CFO)、 コーポレート室長	(株)GSユアサ専務取締役
倉 垣 雅 英	常務取締役	(株)GSユアサ常務取締役 三菱ロジスネクスト(株)社外監査役
古 川 明 男	取締役	(株)GSユアサ取締役
大 谷 郁 夫	取締役	
松 永 隆 善	取締役	
大 原 克 哉	監査役 (常勤)	(株)GSユアサ監査役 (株)ジーエス・ユアサ バッテリー 監査役 (株)GSユアサ エナジー 監査役
山 田 秀 明	監査役 (常勤)	(株)GSユアサ監査役 (株)リチウムエナジー ジャパン 監査役 (株)ブルーエナジー 監査役 (株)ジーエス・ユアサ フィールディングス 監査役
村 上 真 之	監査役 (常勤)	(株)GSユアサ監査役 (株)ジーエス・ユアサ テクノロジー 監査役 (株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス 監査役
藤 井 司	監査役	辰野・尾崎・藤井法律事務所 弁護士

- (注) 1. ※印は、当社における代表取締役であります。
 2. 2019年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査役 落合伸二氏が辞任により退任いたしました。
 3. 2019年6月27日開催の定時株主総会および取締役会において、村尾 修氏が取締役社長に、西田 啓氏が取締役副社長に、中川敏幸氏が専務取締役に、倉垣雅英氏が常務取締役に、古川明男、大谷郁夫、松永隆善の各氏が取締役に、それぞれ選任および選定され、就任いたしました。
 4. 2019年6月27日開催の定時株主総会において、新たに、村上真之氏が監査役に選任され、就任いたしました。

5. 取締役 大谷郁夫および取締役 松永隆善の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役 大原克哉および監査役 藤井 司の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 監査役 大原克哉氏は、金融機関における銀行業務および総合的なコンサルティング業における業務の経験から、また、監査役 藤井 司氏は弁護士の業務を通じて、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役 大谷郁夫、取締役 松永隆善、監査役 藤井 司の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 当事業年度において、次のとおり取締役および監査役の地位および重要な兼職の異動がありました。

氏名	異動内容	異動年月日
山田 秀明	(株)ジーエス・ユアサ フィールディングス監査役に就任	2019年6月21日
	(株)ジーエス・ユアサ テクノロジー監査役を退任	2019年6月26日
村上 真之	(株)GSユアサ監査役に就任	2019年6月26日
	(株)ジーエス・ユアサ テクノロジー監査役に就任	2019年6月26日
	(株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス監査役に就任	2019年6月26日

(ご参考)

中核事業子会社である(株)GSユアサの2020年3月31日現在の取締役および監査役の状況は次のとおりであります。

氏名	地位および担当
村尾 修	※(株)GSユアサ取締役社長、内部監査担当
西田 啓	※(株)GSユアサ取締役副社長、経営戦略・自動車電池事業担当
中川 敏幸	(株)GSユアサ専務取締役、広報・IR・理財・CSR・調達担当
倉垣 雅英	(株)GSユアサ常務取締役、内部統制・人事・総務・リスク管理・情報システム担当
沢田 勝	(株)GSユアサ常務取締役、産業電池電源事業担当
奥山 良一	(株)GSユアサ取締役、リチウムイオン電池事業担当
吉田 浩明	(株)GSユアサ取締役、研究開発・知財担当
山口 義彰	(株)GSユアサ取締役、品質・環境担当
古川 明男	(株)GSユアサ取締役、自動車電池事業副担当(海外)
中川 正也	(株)GSユアサ取締役、安全衛生担当、自動車電池事業副担当(国内)
大原 克哉	(株)GSユアサ監査役(常勤)
山田 秀明	(株)GSユアサ監査役(常勤)
村上 真之	(株)GSユアサ監査役(常勤)
桑名 康夫	(株)GSユアサ監査役

(注) ※印は、(株)GSユアサにおける代表取締役であります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち、社外取締役)	7 名 (2)	121 百万円 (18)
監 査 役 (うち、社外監査役)	5 (3)	45 (23)
合 計 (うち、社外役員)	12 (5)	167 (42)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第1期定時株主総会において月額総額30百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第1期定時株主総会において月額総額10百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与引当金として計上した下記の金額も含まれております。
取締役 13百万円（社外取締役である対象者はありません。）
4. 2017年6月29日開催の第13期定時株主総会において、信託を用いた取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の導入を決議いただいております。
上記の報酬等の額には、当事業年度中に付与した株式付与ポイントに係る費用として計上した下記の金額も含まれております。
取締役 5百万円
5. 上記のほか、兼務する連結子会社にて、取締役5名に対して総額139百万円、監査役4名に対して総額36百万円（うち、社外監査役 2名 15百万円）が支給されております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席状況

氏 名	取 締 役 会	監 査 役 会
	出席回数／開催回数	出席回数／開催回数
取締役 大谷郁夫	18／18 回	— 回
取締役 松永隆善	18／18	—
監査役 大原克哉	18／18	15／15
監査役 藤井 司	18／18	15／15

ロ. 取締役会および監査役会における発言状況

取締役 大谷郁夫氏は他社での経営経験に基づいて、取締役 松永隆善氏は他社での経営経験および社外監査役としての監査業務の経験に基づいて、監査役 大原克哉氏は、主に金融機関における経験に基づいて、また監査役 藤井 司氏は、主に弁護士としての専門的な見地から、それぞれ発言し、意見、提言を行なっております。

ハ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- (i) 監査役 大原克哉氏は、(株)GSユアサ、(株)ジーエス・ユアサ バッテリーおよび(株)GSユアサ エナジーの監査役を兼務しております。いずれの法人も当社の連結子会社であります。
- (ii) 監査役 藤井 司氏は、辰野・尾崎・藤井法律事務所の弁護士であります。なお、当社と当該法律事務所との間には取引関係等はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役（ただし、常勤である者を除く。）との間では、当社定款の規定および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	74 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	127

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、これらの合計額を記載しております。また、上記の会計監査人の報酬等の額には英文連結財務諸表の監査に係る監査報酬の額を含めて記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、湯浅蓄電池（順徳）有限公司、GS Yuasa Battery Europe Ltd.、Yuasa Battery, Inc.、Century Yuasa Batteries Pty. Ltd.、PT. Yuasa Battery Indonesia、Siam GS Battery Co., Ltd.およびGS Battery Vietnam Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の過年度の監査実績の分析および評価を実施し、会計監査人が提出した当事業年度の監査計画の妥当性および適切性の確認ならびに過年度実績との対比を行ない、監査時間、報酬等の単価と額の算出根拠および内容の精査ならびに監査担当者の配員計画を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は、相当かつ妥当であることを確認のうえ、その報酬等の額について同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容の概要および運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンスの概念は「法令や社則の遵守」のみならず広く「法令、社則および倫理の遵守」であることに鑑み、「社会的責任（CSR）」および「リスク管理」への取組みと一体としてコンプライアンスが実践できる体制を構築する。
- ② 取締役および使用人が職務執行にあたって遵守すべき指針、行動規範として企業理念、経営ビジョン、CSR方針およびCSR行動規範等を定め、これを当社グループに周知徹底する。
- ③ CSRに関する重要課題（マテリアリティ）を特定し、計画的に諸施策を推進する体制として、CSR委員会を設置する。
- ④ 当社グループのリスク管理体制を構築し、コンプライアンス違反の予防および違反の早期発見を図る。

- ⑤ コンプライアンスのための当社グループ内教育を計画的に実施する。
- ⑥ 当社グループのコンプライアンスに関する内部通報窓口を社内外に設置することにより、情報収集および是正の早期化を図る。
- ⑦ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

【運用状況の概要】

- ① 企業理念をグループ全社員が共有し、実践するための具体的指針としてC S R方針およびC S R行動規範を制定するとともに、コンプライアンス違反の未然防止・危機発生時の損失または不利益の最小化・再発防止を効率的に推進するためのリスク管理規則を制定しております。
 - ② C S Rマニュアルを当社グループの役員および従業員に配布し、適宜教育を実施しております。子会社および調達先にも実態調査を行ない、改善に取り組んでおります。
 - ③ C S Rの推進に関する専任部門を事務局としたC S R委員会において、マテリアリティの特定・推進等に関する審議を行なっております。
 - ④ リスク管理規則に基づきコンプライアンス上のリスクを管理しており、グループリスク管理委員会を通してコンプライアンスの徹底を図っております。また、コンプライアンス体制の管理を継続しております。
 - ⑤ 階層別研修、海外赴任者向け研修、職場ミーティング等でコンプライアンスに関する教育を実施しております。その他、業務に係る個別法令等コンプライアンスに係る事項について、研修や通達、社内ニュースを通して啓発を行なっており、特に重要なテーマについては教育の強化を図っております。
 - ⑥ 内部通報窓口を社内外に設置し、通報に対して適切な措置を講じております。また、従業員に対してコンプライアンス・アンケートを実施し、リスクの早期発見および是正を図っております。
 - ⑦ 取引先との契約書に反社会的勢力の排除に関する条項を設けております。また、万一反社会的勢力から不当な要求があった場合には、毅然とした対応ができる体制を整えております。
- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
当社グループ各部門は、社則により、当該部門における取締役の職務の執行に係る情報の保存

および管理の責任を有するものとし、必要な情報を速やかに検索できるシステムを構築し、維持する。

【運用状況の概要】

検索しやすい情報環境を構築し、各情報について適切に管理を行なっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規則により、当社グループの損失の危険の管理を徹底する。

【運用状況の概要】

リスク管理規則に基づき、当社グループの経営に重大な影響を与える危機の発生の予防を図るためのリスク管理体制を整備するとともに、実際に危機が発生した際の影響を最小限に止め、速やかに平常に復帰させるための体制を整備しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 適切な職務権限および意思決定のルールを徹底し、取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保する。
- ② 業務の合理化および電子化にむけた取り組みを推進する。

【運用状況の概要】

- ① 取締役会規則、稟議規則等において決裁区分および手続を定め、適宜権限委譲を行なっております。
また、当社取締役会が当社グループとしての経営計画を策定し、これに基づき各社各部門が重点実施課題を設定し、実行することにより、効率的な職務執行を行なっております。
- ② 規則、規程を含む各種情報をイントラネットの各種掲示板に掲示し、職務上必要な情報を常に閲覧できる体制を整えております。また、電子化をはじめとした合理化の諸施策を推進しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規則およびグループ稟議制度等により、当社グループ各社から事業概況等の報告を受け、当社グループにおける業務が適正かつ効率的に行なわれる体制を整備する。
- ② 当社グループにおけるリスク管理を統括するグループリスク管理委員会の決定事項を当社

および当社子会社のリスク管理委員会に徹底し、当社グループ全体の法令および社則の遵守等の業務の適正の確保を推進する。

- ③ 当社の内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を実施する。
- ④ 当社は、当社グループ各社がその財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成、開示するために必要な体制を整備する。

【運用状況の概要】

- ① 当社グループ各社から事業概況等の報告を受ける体制

イ. 関係会社管理規則およびグループ稟議制度に基づく体制

関係会社管理規則に基づき当社グループ各社について主管会社を定め、当社グループ各社の事業の執行状況について直接もしくは主管会社を通じて報告を受ける体制を整備しております。また、報告された内容を稟議規則に照らし、経営、財務等の観点から確認を行なったうえで決裁する体制を整備しております。

ロ. 各種会議体による体制

当社取締役は、取締役会のほか、当社グループの各種会議に出席し、当社グループにおける職務執行状況等を確認しております。

- ② グループリスク管理委員会において当社グループのリスク管理体制を確認し、必要な施策を講じております。
- ③ 内部監査部門は、年度ごとに監査計画を作成のうえ監査を実施し、適宜改善指導を行っております。
- ④ 財務報告に係る内部統制規則に基づき、年度ごとに内部統制基本計画を定め、当該計画に従って財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価および報告を行っております。

- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役と協議のうえ、適切な者を監査役の職務補助者に任命する。

【運用状況の概要】

監査役室を設置し、専任の職務補助者を任命しております。

(7) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務補助者の人事異動および考課については、監査役会の意見を尊重する。

【運用状況の概要】

監査役の職務補助者の異動にあたっては、監査役会に対し事前説明を実施しております。また、考課について、監査役会に確認しております。

(8) **監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役補助業務について、監査役が監査役の職務補助者に対して指揮命令権を有する体制を整備する。

【運用状況の概要】

監査役の職務補助者は、監査役の指揮命令のもとに監査役補助業務を遂行しております。

(9) **監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 監査役が重要な会議に出席できる体制を整備する。
- ② 当社の取締役および使用人ならびに当社を除く当社グループの取締役、監査役および使用人は、前号の会議において、事業概況、リスク管理状況等の報告を行なう。また、監査役が出席する会議で報告する事項のほか次の事項については都度、速やかに監査役会に報告する。
 - イ. 職務執行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実
 - ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ハ. その他監査役が求めた事項
- ③ 前号に従い監査役への報告を行なった者に対して、当該報告を行なったことを理由として不利益な取扱いを行なうことを禁止する。
- ④ 内部通報制度の担当部門は、定期的にもた必要に応じて都度、内部通報状況を監査役に報告する。

【運用状況の概要】

- ① 監査役は、各種重要会議に出席し、適宜意見を述べております。

- ② 前号の重要な会議において、当社グループの事業概況やリスク管理状況について監査役に報告、説明を行なっております。また、重要なリスク事象については、発生都度、監査役会に報告しております。
- ③ 内部通報制度について定めた企業倫理ホットライン規程において、通報者に対する不利益取扱い禁止の旨を規定しております。
- ④ 内部通報の発生都度、監査役に報告しております。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設ける。また、監査役が当社に対し、監査役職務を執行するうえで必要な費用の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払う。

【運用状況の概要】

監査役から請求のあった費用について速やかに支払っております。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 取締役社長は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施する。その他の取締役は、監査役と必要に応じて意見交換を実施する。
- ② 内部監査部門は、監査役との関係を密にし、定期的にまた必要に応じて意見交換を実施する。

【運用状況の概要】

- ① 取締役社長および各取締役は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施しております。
- ② 内部監査部門は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施しております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	175,714	流 動 負 債	102,015
現金および預金	25,226	支払手形および買掛金	30,778
受取手形および売掛金	68,704	電子記録債務	16,892
電子記録債権	6,933	短期借入金	14,786
商品および製品	35,918	未払金	9,984
仕掛品	14,718	未払法人税等	3,786
原材料および貯蔵品	13,655	設備関係支払手形	370
その他の他	10,906	役員賞与引当金	123
貸倒引当金	△ 349	その他の他	25,294
固 定 資 産	209,636	固 定 負 債	78,082
有 形 固 定 資 産	127,852	社債	20,000
建物および構築物	51,720	長期借入金	29,761
機械装置および運搬具	32,904	リース債務	5,457
土地	22,138	繰延税金負債	10,627
建設仮勘定	11,408	再評価に係る繰延税金負債	928
リース資産	453	役員退職慰労引当金	59
使用権資産	4,555	退職給付に係る負債	4,094
その他の他	4,671	その他の他	7,154
無 形 固 定 資 産	6,426	負 債 合 計	180,098
のれん	1,995	純 資 産 の 部	
リース資産	982	株 主 資 本	171,823
その他の他	3,448	資本金	33,021
投 資 そ の 他 の 資 産	75,358	資本剰余金	55,301
投資有価証券	53,684	利益剰余金	87,180
退職給付に係る資産	12,945	自己株式	△ 3,680
繰延税金資産	2,976	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	4,513
リース債権	2,266	その他有価証券評価差額金	11,933
その他の他	3,816	繰延ヘッジ損益	△ 244
貸倒引当金	△ 330	土地再評価差額金	2,137
繰 延 資 産	65	為替換算調整勘定	△ 6,265
社債発行費	65	退職給付に係る調整累計額	△ 3,047
資 産 合 計	385,416	非 支 配 株 主 持 分	28,982
		純 資 産 合 計	205,318
		負 債 お よ び 純 資 産 合 計	385,416

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		395,553
売上原価		302,639
売上総利益		92,913
販売費および一般管理費		71,237
営業利益		21,676
営業外収益		
受取利息および配当金	793	
持分法による投資利益	2,209	
その他の	672	3,675
営業外費用		
支払利息	816	
為替差損	730	
その他の	695	2,241
経常利益		23,109
特別利益		
固定資産売却益	2,275	
その他の	132	2,407
特別損失		
固定資産除却損	688	
固定資産売却損	57	
減損損失	124	
関係会社株式売却損	9	
関係会社整理損	900	
その他の	425	2,205
税金等調整前当期純利益		23,311
法人税、住民税および事業税	6,932	
法人税等調整額	△327	6,604
当期純利益		16,707
非支配株主に帰属する当期純利益		3,032
親会社株主に帰属する当期純利益		13,674

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年4月1日残高	33,021	55,313	77,664	△ 2,315	163,684
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 4,083		△ 4,083
親会社株主に帰属する当期純利益			13,674		13,674
自己株式の取得				△ 1,381	△ 1,381
自己株式の処分		△ 11		16	4
連結範囲の変動			△ 30		△ 30
持分法の適用範囲の変動			△ 44		△ 44
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					-
当連結会計年度中の変動額合計	-	△ 11	9,516	△ 1,365	8,138
2020年3月31日残高	33,021	55,301	87,180	△ 3,680	171,823

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							非 株 主 持	支 配 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 累 計 額	保 険 給 付 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2019年4月1日残高	14,879	△ 81	2,137	△ 488	△ 1,809	14,635	29,388	207,708		
当連結会計年度中の変動額										
剰余金の配当						-		△ 4,083		
親会社株主に帰属する当期純利益						-		13,674		
自己株式の取得						-		△ 1,381		
自己株式の処分						-		4		
連結範囲の変動						-		△ 30		
持分法の適用範囲の変動						-		△ 44		
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	△ 2,945	△ 162		△ 5,776	△ 1,237	△ 10,122	△ 406	△ 10,528		
当連結会計年度中の変動額合計	△ 2,945	△ 162	-	△ 5,776	△ 1,237	△ 10,122	△ 406	△ 2,389		
2020年3月31日残高	11,933	△ 244	2,137	△ 6,265	△ 3,047	4,513	28,982	205,318		

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	93,186	流 動 負 債	2,405
現金 および 預 金	7	短 期 借 入 金	2,102
売 掛 金	346	未 払 金	82
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	92,142	未 払 費 用	25
未 収 入 金	637	未 払 法 人 税 等	140
そ の 他	53	役 員 賞 与 引 当 金	13
固 定 資 産	80,003	そ の 他	41
有 形 固 定 資 産	0	固 定 負 債	42,961
工 具 、 器 具 お よ び 備 品	0	社 債	20,000
投 資 そ の 他 の 資 産	80,003	長 期 借 入 金	22,912
投 資 有 価 証 券	245	長 期 未 払 金	11
関 係 会 社 株 式	79,722	そ の 他	38
繰 延 税 金 資 産	33	負 債 合 計	45,367
そ の 他	1	純 資 産 の 部	
繰 延 資 産	65	株 主 資 本	127,904
社 債 発 行 費	65	資 本 金	33,021
資 産 合 計	173,255	資 本 剰 余 金	79,345
		資 本 準 備 金	79,336
		そ の 他 資 本 剰 余 金	9
		利 益 剰 余 金	19,218
		そ の 他 利 益 剰 余 金	19,218
		繰 越 利 益 剰 余 金	19,218
		自 己 株 式	△ 3,680
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 17
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 17
		純 資 産 合 計	127,887
		負 債 お よ び 純 資 産 合 計	173,255

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		7,246
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		953
営 業 利 益		6,292
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	1,949	
そ の 他	11	1,960
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	138	
社 債 利 息	64	
そ の 他	135	338
経 常 利 益		7,914
税 引 前 当 期 純 利 益		7,914
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	715	
法 人 税 等 調 整 額	△ 0	714
当 期 純 利 益		7,199

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金
2019年4月1日残高	33,021	79,336	20	79,357	16,102
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 4,083
当期純利益					7,199
自己株式の取得					
自己株式の処分			△ 11	△ 11	
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)					
当事業年度中の変動額合計	-	-	△ 11	△ 11	3,116
2020年3月31日残高	33,021	79,336	9	79,345	19,218

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
2019年4月1日残高	△ 2,315	126,165	21	126,187
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△ 4,083		△ 4,083
当期純利益		7,199		7,199
自己株式の取得	△ 1,381	△ 1,381		△ 1,381
自己株式の処分	16	4		4
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)		-	△ 39	△ 39
当事業年度中の変動額合計	△ 1,365	1,739	△ 39	1,700
2020年3月31日残高	△ 3,680	127,904	△ 17	127,887

(注) 本事業報告ならびに本連結計算書類および本計算書類に記載の金額は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入しており、金額には消費税等は含まれておりません。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佃 弘 一 郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 出 唯 知 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切かどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佃 弘 一 郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 出 唯 知 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人 トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション 監査役会

監査役(常勤) 大 原 克 哉 ㊟

監査役(常勤) 山 田 秀 明 ㊟

監査役(常勤) 村 上 真 之 ㊟

監 査 役 藤 井 司 ㊟

(注) 監査役 大原克哉、藤井 司の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと考えておりますが、それと同時に配当は原則として、連結の業績動向を踏まえ、財務状況、配当性向等を総合的に勘案して決定すべきものと考えております。

当期の期末配当につきましては、当事業年度の連結業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期は中間配当金として当社普通株式1株につき15円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき50円となります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき、金35円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、2,842,634,690円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役7名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。

取締役会における監督機能とコーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図るため、社内取締役を1名減員のうえ社外取締役を1名増員することとし、改めて取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、当社は、取締役の人事の透明性および客観性を確保するために、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置しており、取締役候補者の選定につきましては、指名・報酬委員会の答申を経たうえで、取締役会で決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会の出席状況	取締役在任期間
1	むらお おさむ 村尾 修 再任	取締役社長 最高経営責任者 (CEO)	100% (18回/18回)	8年
2	なかがわ としゆき 中川 敏幸 再任	専務取締役 最高財務責任者 (CFO)	100% (18回/18回)	10年
3	ふるかわ あきお 古川 明男 再任	取締役	100% (18回/18回)	2年
4	ふくおか かずひろ 福岡 和宏 新任	—	—	—
5	おおたに いくお 大谷 郁夫 再任 社外 独立	取締役	100% (18回/18回)	3年
6	まつなが たかよし 松永 隆善 再任 社外 独立	取締役	100% (18回/18回)	2年
7	ののがき よしこ 野々垣 好子 新任 社外 独立	—	—	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	 <p>再任 むら お おさむ 村尾 修 (1960年1月15日生)</p>	<p>1982年4月 日本電池(株)(現(株)GSユアサ)入社 2011年6月 (株)GSユアサ理事 2012年6月 当社取締役、品質担当、技術副担当 (株)GSユアサ取締役 (株)ジーエス・ユアサテクノロジー取締役 2014年6月 当社産業電池電源事業副担当 2015年6月 当社取締役社長(現任)、最高経営責任者(CEO)(現任) (株)GSユアサ取締役社長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)GSユアサ取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 村尾 修氏は、製造および生産技術部門における業務経験に加え、取締役として品質、技術、産業電池電源事業を担当し、当社グループの事業に関する幅広い識見を有しております。また、2015年6月に当社取締役社長就任後、CEOとして当社グループを統括しており、当社グループの中期経営計画の策定を指揮し、計画の遂行に向けてリーダーシップを発揮するなど当社グループの経営を牽引してまいりました。これらの経験と識見から、グループ経営全般の統括および監督に適した人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	8,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	 <p>再任 なか がわ とし ゆき 中川敏幸 (1957年4月12日生)</p>	<p>1981年4月 日本電池(株)(現(株)GSユアサ)入社 2009年4月 (株)ブルーエナジー取締役 2009年6月 当社執行役員 2010年6月 当社取締役、経営戦略・広報担当 当社コーポレート室長 (株)GSユアサ取締役 2012年6月 当社理財・情報システム担当 (株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス取締役社長 2014年6月 当社常務取締役 (株)GSユアサ常務取締役 2016年9月 当社IR・CSR担当 2017年6月 当社最高財務責任者(CFO)(現任) 2018年6月 当社専務取締役(現任) (株)GSユアサ専務取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)GSユアサ専務取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 中川敏幸氏は、人事、経理、財務などの管理部門における業務経験に加え、取締役として理財、経営戦略、広報、IR、情報システム、CSRを担当し、グループ経営全般に関する識見を有しております。これらの経験と識見から、グループ経営全般の統括および監督に適した人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	7,495株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	 <p>再任 ふるかわあきお 古川明男 (1958年7月28日生)</p>	<p>1981年4月 湯浅電池(株)(現(株)GSユアサ)入社 2004年4月 当社経営戦略統括部担当部長 2011年6月 (株)GSユアサ理事 2014年6月 同社執行役員 2017年6月 同社常務執行役員 2018年6月 当社取締役(現任) (株)GSユアサ取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)GSユアサ取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 古川明男氏は、産業電池電源事業や海外事業、管理部門における業務経験に加え、海外子会社の役員を務めるなど、グローバルな事業経営と管理、運営業務に関する識見を有しております。これらの経験と識見から、グループ経営全般の統括および監督に適した人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	4,724株
4	 <p>新任 ふくおかかずひろ 福岡和宏 (1959年7月18日生)</p>	<p>1982年4月 日本電池(株)(現(株)GSユアサ)入社 2004年4月 当社経営戦略統括部(情報システム)担当部長 2005年10月 (株)ジーエス・ユアサ ビジネスサポート(現(株)GSユアサ)取締役 2008年8月 Siam GS Battery Co., Ltd.代表取締役副社長 2015年6月 (株)GSユアサ理事 2017年6月 同社人事部長(現任) 2019年6月 同社上席理事 2020年4月 同社取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)GSユアサ取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 福岡和宏氏は、情報システム、経営戦略、人事などの管理部門における業務経験に加え、海外子会社の役員を務めるなど、グループ経営全般に関する識見を有しております。これらの経験と識見から、グループ経営全般の統括および監督に適した人材であると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>	4,852株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	 <p>再任</p> <p>社外 独立</p> <p>おおたにいくお 大谷 郁夫 (1953年11月20日生)</p>	<p>1976年 3月 (株)ワコール(現 (株)ワコールホールディングス)入社 2004年 6月 同社執行役員経営管理部長 2006年 6月 (株)ワコール取締役執行役員経営管理担当 2008年 4月 同社取締役執行役員総合企画室長 2010年 4月 同社取締役執行役員経理担当 (株)ワコールホールディングス経営企画部長 2010年 6月 同社取締役 同社グループ管理統括兼経営企画部長 2011年 6月 同社常務取締役 2012年 6月 同社専務取締役 2017年 6月 当社取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 大谷郁夫氏は、持株会社における経営企画、グループ管理の経験および同社取締役としての経験から、グループ経営全般に関する幅広い識見を有しております。これらの経験と識見および中立的かつ客観的な視点から当社取締役会としての業務執行に対する監督機能を発揮いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	281株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	 <p>再任</p> <p>社外 独立</p> <p>まつなが たか よし 松永隆善 (1951年5月11日生)</p>	<p>1975年4月 積水化学工業(株)入社 2002年6月 同社取締役、高機能プラスチックカンパニーシニアバイスプレジデント 2004年4月 同社取締役、高機能プラスチックカンパニー I T 関連ビジネスユニット担当 2004年6月 同社常務取締役、高機能プラスチックカンパニー I T 関連ビジネスユニット担当 2005年4月 同社専務取締役、高機能プラスチックカンパニープレジデント 2008年4月 同社専務取締役、専務執行役員、高機能プラスチックカンパニープレジデント 2008年6月 同社取締役、専務執行役員、高機能プラスチックカンパニープレジデント 2014年3月 同社取締役、社長特命事項担当 2014年6月 同社監査役 積水樹脂(株)社外監査役 2018年6月 当社取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 松永隆善氏は、上場会社における取締役としての経営経験に加え、上場会社の監査役としての経験から経営全般を監督するための幅広い識見を有しております。これらの経験と識見および中立的かつ客観的な視点から当社取締役会としての業務執行に対する監督機能を発揮いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	486株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	 <p>新任</p> <p>社外 独立</p> <p>の の がき よし こ 野々垣好子 (1957年7月31日生)</p>	<p>1980年4月 ソニー(株)入社 1992年9月 ソニーポーランド代表取締役社長 1994年7月 ソニー(株)記録メディア&エナジー事業本部販社統括部長 1999年4月 同社パーソナルITネットワーク事業本部企画マーケティング統括部長 2006年4月 同社ビジネス&プロフェッショナル事業本部事業企画統括部長 2009年4月 同社ビジネス&プロフェッショナル事業本部企画マーケティング部門部門長 2013年4月 同社人事本部グローバルダイバーシティダイレクター 2015年6月 (株)ジョリーパスタ社外取締役(現任) 2019年6月 (株)ニフコ社外取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)ニフコ社外取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 野々垣好子氏は、上場会社の事業部門における業務経験や海外子会社における経営経験に加え、上場会社における社外取締役としての経験から経営全般を監督するための幅広い識見を有しております。これらの経験と識見および中立的かつ客観的な視点から当社取締役会としての業務執行に対する監督機能を発揮いただけるものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	0株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 大谷郁夫、松永隆善、野々垣好子の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大谷郁夫氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 松永隆善氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、大谷郁夫氏および松永隆善氏との間で、当社定款第28条および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を1,000万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 取締役候補者 野々垣好子氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、当社定款第28条および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を1,000万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、大谷郁夫氏および松永隆善氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 取締役候補者 野々垣好子氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人 トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、その後任として、監査役会の決議に基づき新たに会計監査人の選任をお願いいたしたく存じます。

監査役会は現会計監査人の継続監査年数が長期にわたっていることから比較検討を実施いたしました。有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、専門性、独立性、日本国内外における監査体制等を総合的に勘案した結果、会計監査が適正に行なわれる体制を有しており、当社のガバナンス体制強化に寄与すると判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地および沿革等は、次のとおりであります。

2020年3月31日現在

名 称	有限責任 あずさ監査法人	
事 務 所	主たる事務所 従たる事務所	東京都新宿区津久戸町1番2号 札幌、仙台、北陸、北関東、横浜、名古屋、京都、大阪、 神戸、広島、福岡
沿 革	1969年7月 1985年7月 1993年10月 2004年1月 2010年7月	監査法人朝日会計社設立 新和監査法人（1974年12月設立）と合併し、名称を監査法人朝日新和会計社とする 井上斎藤英和監査法人（1978年4月設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする あずさ監査法人（2003年2月設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする 有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする
概 要	資本金 構成人員	30億円 公認会計士 3,167名 その他監査従事者 2,194名 その他職員 744名 合計 6,105名 クライアント数（監査証明業務提供先） 3,701社

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（社外取締役を除く。）に対し、当期の業績等を勘案して総額10百万円以内の賞与を支給いたしたく存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたく存じます。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場のご案内

会場 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地 当社ホール



1. JR西大路駅から株主総会会場までの徒歩順路は、「--->」のとおりです。
(所要時間約8分)
2. JR西大路駅を出て左折し、**歩道橋脇の高架下**をお通り下さい。
3. 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。